

# 国民健康保険税

国民健康保険税は、豊田市の国民健康保険事業（保険給付や特定健診など）に要する費用や愛知県への国民健康保険事業費納付金（後期高齢者支援金等分及び介護納付金分含む）の納付に要する費用に充てるために納付していただくものです。

## ■納税義務者

### 納税義務者＝世帯主

国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険の加入者でなくても、同一世帯内に国民健康保険に加入している人がいる場合には世帯主に納税義務が生じます。（この場合、世帯主の所得は課税対象になりません。）

## ■税額の計算

$$\text{税額} = \text{基礎課税額(医療分)} + \text{後期高齢者支援金等課税額(後期支援分)} + \text{介護納付金課税額(介護分)}$$

基礎課税額＝所得割＋均等割＋平等割（一世帯あたり年間限度額61万円）

後期高齢者支援金等課税額＝所得割＋均等割＋平等割（一世帯あたり年間限度額19万円）

介護納付金課税額＝所得割＋均等割＋平等割（一世帯あたり年間限度額16万円）

## 税率等

区分	内容	課税標準額等 (税率をかけるもととなる金額)	税率等		
			医療分	後期支援分	介護分 <sup>注1</sup>
所得割	加入者の前年中の所得に応じて算出	総所得金額 <sup>注2</sup> ＋山林所得金額＋他の所得と区分して計算される所得の金額 <sup>注3</sup> －33万円	4.86%	1.80%	1.55%
均等割	加入者の人数に応じて算出	加入者1人あたり 26,100円(医療分) 加入者1人あたり 6,800円(後期支援分) 加入者1人あたり 9,400円(介護分)	26,100円× 加入者数	6,800円× 加入者数	9,400円× 加入者数
平等割	すべての世帯が同額を負担	1世帯あたり 22,000円(医療分) 1世帯あたり 6,500円(後期支援分) 1世帯あたり 5,800円(介護分)	22,000円	6,500円	5,800円

注1 40歳から64歳の加入者には介護分がかかります。

注2 総所得金額は、損益通算及び損失（雑損失を除く）の繰越控除を適用後の金額です。

注3 他の所得と区分して計算される所得の金額は下記のとおりです。

- ・土地の譲渡等に係る事業所得等の金額
- ・土地等の譲渡所得の金額（特別控除後）
- ・株式等に係る譲渡所得等の金額
- ・上場株式等の配当所得の金額（申告分離を選択したもの）
- ・先物取引に係る雑所得等の金額
- ・条約適用利子等に係る利子所得等の金額